

## 愛媛県介護福祉士修学資金等貸付事業運営要領

### 1 用語の定義

- (1) 実施要綱「愛媛県介護福祉士修学資金等の貸付について」(平成28年3月31日付27保第1190号保健福祉部長通知)別紙「愛媛県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱」をいう。
- (2) 貸付事業 実施要綱第1の1から6までに掲げる事業をいう。
- (3) 介護福祉士修学資金貸付事業 実施要綱第1の1の事業をいう。
- (4) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業 実施要綱第1の2の事業をいう。
- (5) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 実施要綱第1の3の事業をいう。
- (6) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 実施要綱第1の4の事業をいう。
- (7) 障害福祉分野就職支援金貸付事業 実施要綱第1の5の事業をいう。
- (8) 社会福祉士修学資金貸付事業 実施要綱第1の6の事業をいう。

### 2 介護福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第3関係）

#### (1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の①及び②の要件を満たす者とすること。なお、愛媛県以外の都道府県から貸付けを受けている者については、重複して貸付けを受けることはできないものであること。

##### ① 次のアからエまでのいずれかに該当する者

- ア 愛媛県に住民登録をしている者であって、卒業後に愛媛県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において業務に従事する場合は、愛媛県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）において実施要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者
- イ 愛媛県の区域内の介護福祉士養成施設（実施要綱第1の1に規定する介護福祉士養成施設をいう。）の学生であって、卒業後に愛媛県の区域において実施要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者
- ウ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に愛媛県に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に愛媛県の区域内において実施要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

- エ アからウまでに限らず、介護福祉士養成施設を卒業後に愛媛県において実施要綱第12の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者であると愛媛県が認めた者

##### ② 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるもの

- ア 学業成績等が優秀と認められる者
- イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

#### (2) 貸付対象者の選定について

- ① 貸付対象者の選定にあたっては介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこと。
- ② 貸付対象者の選定は、介護福祉士養成施設の入学決定前に行なうことは差し支えないこと。この場合、貸付対象者の介護福祉士養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するよう努めること。
- ③ 実施要綱第12の1の規定により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職

証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認すること。

(3) 貸付期間について

実施要綱第3の2の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと愛媛県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認める事由により留年した期間中については、これに含めて差し支えないこと。

(4) 貸付額について

介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（実施要綱第3の3の（4）の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。）に充当するものであり、実施要綱第3の3に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

(5) 国家試験受験対策費用の取扱いについて

実施要綱第3の3の（3）の国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

(6) 生活費加算の取扱いについて

実施要綱第3の3の（4）の生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するためのものであり、この趣旨に鑑み、取扱いについては、次のとおりとすること。

① 生活費加算の貸付対象者

生活費加算の貸付対象者は実施要綱第3の1の但し書きにおいて、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると愛媛県知事が認める世帯の世帯員である者としているが、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていること。

- ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

② 生活費加算の貸付対象者の選定

ア 生活費加算の貸付対象者に対し、介護福祉士養成施設への入学前に貸付け決定を行う場合、貸付申請は当該貸付対象者が愛媛県社会福祉協議会に行うこととし、当該申請を受けた愛媛県社会福祉協議会は当該貸付申請者の居住地が所在する福祉事務所（以下、単に「福祉事務所」という。）等との連携により適切に審査を行うこと。

- イ アの他、生活費加算の貸付対象者の選定に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
  - i 会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴くこと。
  - ii 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し確認すること。
  - iii 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸

付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認すること。

(ア) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設に就学しようとする者

(イ) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、(ア)以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

③ 自立支援のための地域の関係機関との連携

生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相まって、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、会長は、福祉事務所や介護福祉士養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めること。

ア 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援

イ 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋

ウ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

④ 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本とするものであるので、貸付け後の加齢や転居等により実施要綱別表に定める区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは要しないこと。

また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当ではないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とすること。

### 3 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について（実施要綱第4関係）

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9に該当し、愛媛県において、実施要綱第12の2の(1)に規定する充当資金返還免除対象業務に従事しようとする者であること。

(2) 貸付額について

基金実施要綱の別紙1の第3の3により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額すること。

(3) 貸付方法について

貸付方法については、実際に返還充当資金を貸し付けて、貸付対象者が返還に充てるのではなく、貸付契約の変更手続き等を行い、実施要綱第17に掲げる会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、実施主体内の会計処理で完結すること。

なお、福祉系高校修学資金の貸付契約において、基金実施要綱の別紙1の第9に該当する場合は事業が移行する旨を契約内容に盛り込み、契約の際、貸付対象者に説明、承認を得ることにより、貸付契約の変更手続きを省略することも可能であることから、手続きの簡素化に努めること。

### 4 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について（実施要綱第5関係）

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の実施に当たっては、次に掲げる内容のほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が平成28年4月1日より改正され、平成28年度の国家試験よ

り、3年の実務経験をもって介護福祉士国家試験を受験のための要件として、いわゆる実務者研修の受講が課されることを踏まえ、制度の周知や他の福祉・介護人材確保施策との有機的な連携のもとに実施すること。

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者の要件については、2の(1)の①を準用すること。

(2) 貸付対象者の選定について

貸付対象者の選定にあたっては愛媛県の区域内の介護施設・事業所から推薦を求めるなどにより公正かつ適切に行うこと。

(3) 貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであり、実施要綱第5の3に定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

## 5 異職した介護人材の再就職準備金貸付事業について（実施要綱第6関係）

(1) 貸付対象者について

貸付対象者は、愛媛県に住民登録をしている者又は愛媛県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、実施要綱第6の1に定める基準を満たす者とすること。

(2) 貸付額について

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付額については、実施要綱第6の1の(1)に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、実施要綱第6の1の(4)の再就職準備金利用計画書により使途を確認した上で支給すること。

① 子どもの預け先を探す際の活動費

② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費

③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費

④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費

⑥ その他、会長が再就職する際に必要となる経費として適當と認める経費

## 6 障害福祉分野就職支援金貸付事業について（実施要綱第7関係）

(1) 貸付対象者について

貸付対象者は、愛媛県に住民登録をしている者又は愛媛県に所在する事業所若しくは施設に障害福祉職員として就労した者であって、実施要綱第7の1に定める基準を満たすものとすること。

なお、貸付要件である研修は、公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれること。

また、実施要綱第6の再就職準備金又は基金実施要綱の別紙2の介護分野就職支援金の貸し付けを受けた者は対象とならないこと。

(2) 貸付額について

障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については、実施要綱第7の1の(2)に規定する障

害福祉職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、実施要綱第7の1の（3）の就職支援金利用計画書により使途を確認した上で支給すること。

また、本事業は、第7の1（1）に掲げる研修を修了した後、第7の1（2）に掲げる事業所に就職する際に必要となる経費に充当するために貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同時に研修を受講する場合も想定されるため、このような場合においては、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付けることも可能であること。なお、この場合、実施要綱第12の5（1）の「障害福祉職員として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替えること。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ③ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、実施主体の長が就職する際に必要となる経費として適當と認める経費

## 7 社会福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第8関係）

2の（1）から（4）まで及び（6）の内容を準用すること。

## 8 貸付申請について（実施要綱第9関係）

本事業による貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式第1号-①、様式第1号-②、様式第1号-③、様式第1号-④、様式第1号-⑤）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- （1）養成施設等又は実務者養成施設等の推薦書（様式第2号）（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を除く。）
- （2）住民票（申請者と連帯保証人分）
- （3）所得証明書（連帯保証人分）
- （4）貸付申請者の家庭が、生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることを証明する次のいずれかの書類（生活費加算を希望する場合のみ）
  - ① 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
  - ② 2の（6）の①のアを証明する書類
  - ③ 2の（6）の①のイを証明する書類
  - ④ 2の（6）の①のウを証明する書類
  - ⑤ 2の（6）の①のエを証明する書類
- （5）雇用契約書など雇用関係が確認できるもの（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業に限る。）

## 9 保証人について（実施要綱第10関係）

申請者は、次に掲げる個人1名又は1法人を連帯保証人として立てなければならない。

- （1）個人の場合（次の要件をすべて満たす者）
  - ① 独立の生計を営む成年者
  - ② 返済能力を有する成年者
- （2）法人の場合（次の要件をすべて満たす法人）

- ① 返済能力を有する法人
- ② 法人の理事会等において連帯保証人となることを承認されている法人
- ③ 登記している法人

#### 10 貸付決定の通知について（実施要綱第9関係）

会長は、貸付の決定をしたとき（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を除く。）は、介護福祉士養成施設及び実務者研修施設並びに社会福祉士養成施設（以下「養成施設等」という。）を経て申請者に通知する。

#### 11 貸付の方法について（実施要綱第9関係）

- (1) 貸付期間（離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を除く。）は、貸付決定された日の属する月（決定が5月～3月である場合は、直前の4月にさかのぼって貸付することができる。）からその者が養成施設等を卒業する日の属する月までの間とする。
- (2) 本事業による貸付金の交付は年2回（介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業及び離職した介護人材の再就職準備金貸付事業については1回）とし、原則として申請者名義の口座へ振込する。

#### 12 借用書について（実施要綱第9関係）

本事業による貸付決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、別に定める期間までに、決定した全額についての介護福祉士修学資金等借用書（様式第3号-①、様式第3号-②、様式第3号-③、様式第3号-④、様式第3号-⑤）及び介護福祉士修学資金等振込口座申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

#### 13 貸付契約の解除について（実施要綱第11関係）

実施要綱第11の1の「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

#### 14 休学等について（実施要綱第11関係）

借受人が、休学、停学、復学、留年及び退学した場合は、直ちに休学・停学・復学・留年・退学届（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

#### 15 返還の債務の当然免除について（実施要綱第12関係）

- (1) 実施要綱第12の適用に当たっては、貸し付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行うこと。
- (2) 実施要綱第12の1の（1）の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設

「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。

- (3) 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が実施要綱第12の1の「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」(以下「別添1の職種等」という。)として従事することができなかつた場合であつて、養成施設卒業後1年以内に別添1の職種等以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、実施要綱第12の1(実施要綱第12の6において準用する場合を含む。以下、15において同じ。)、第12の3及び第13の2の「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えないこと。
- (4) 実施要綱第12の1、第13及び第14の1の(2)の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設であること。
- (5) 実施要綱第12の1、第13及び第14の2の(2)の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の実施要綱第12に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- (6) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかつた場合又は国家試験に合格できなかつた場合(介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。)であつて、愛媛県社会福祉協議会が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、実施要綱第12の2、第12の4において準用する第12の1及び第13の2に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えて差し支えないこと。
- (7) 実施要綱第12の1に規定する返還免除対象期間、実施要綱第12の2、12の3の「2年」の計算については、次の①から③までに掲げる方法とする。
- ① 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
  - ② 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上、
  - ③ 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上
- なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとすること。
- (8) 実施要綱第12の1(1)ただし書きに規定する「人事異動等」については、従事する事業所の法人の辞令書等を確認すること。

## 16 返還について（実施要綱第13関係）

実施要綱第13の1から4に掲げる事由が生じたことにより本事業による貸付金を返還しなければならなくなつた者は、その事由が生じた日(免除又は猶予の申請をしている場合にあっては、その申請の決定を受けた日)から15日以内に介護福祉士修学資金等返還計画申請書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

返還の適用に当たつては、当該事業が実施要綱第12に規定する業務に従事した者の定着促進を図ることであることを鑑み、返還の適用の前に貸付けを受けた者の就労継続に当たつての相談支援等を行い、実施要綱第12の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すよう努めること。

## 17 返還の債務の裁量免除について（実施要綱第15関係）

- (1) 実施要綱第15の1及び2の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもな

お、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、実施要綱第15の3の返還の債務の裁量免除は、本事業が実施要綱第12に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援などを行い、実施要綱第12の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すよう努めること。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

- (2) 裁量免除の額は、愛媛県の区域内において、実施要綱第12に規定する業務に従事した期間(15(7)と同様)を、本事業による貸付けを受けた期間(この貸付けを受けた期間の考え方は15(7)と同様であり、1年を180日として換算することを標準とする。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。)の2分の5(中高年離職者等については2分の3)に相当する期間(実務者研修受講資金貸付事業及び再就職準備金貸付事業の貸付額については360日)で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

#### 18 免除又は猶予の申請について（実施要綱第12、第14、第15関係）

- (1) 返還の免除を受けようとする者は、介護福祉士修学資金等返還免除申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
- ① 業務に従事した施設又は団体の長の発行する従事期間の証明書（様式第8号）
  - ② 死亡、離職、災害、疾病等による場合にあっては、その状況を証する書類
- (2) 返還の猶予を受けようとする者は、介護福祉士修学資金等返還猶予申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
- ① 就学による場合にあっては、養成施設等の長の発行する在学証明書
  - ② 就業による場合にあっては、業務に従事する施設又は団体の長が証明した介護等業務従事届（様式第10号）
  - ③ (1) 又は(2)以外の場合にあっては、申請の理由を証明する書類
- (3) 会長は、返還の免除又は猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

#### 19 従事期間について（実施要綱第12関係）

- (1) 実施要綱第12の1(1)で規定し、同要綱15の3で引用される返還免除対象期間を計算する場合においては、原則として月数によるものとする。
- (2) 従事期間を計算する場合においては、愛媛県の区域で実施要綱第12の1(1)に規定する業務に従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。
- (3) 借受人は、従事期間の確認のため、毎年度、介護等業務従事届（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

#### 20 届出等義務について（実施要綱第18関係）

借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該届を会長に提出しなければならない。

- (1) 本事業による貸付を辞退するとき 介護福祉士修学資金等貸付辞退届（様式第11号）
- (2) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届（様式第12号）

- (3) 介護福祉士又は社会福祉士の登録をしたとき 介護福祉士等登録届（様式第13号）
- (4) 従事先が変更になったとき 介護等業務従事先変更届（様式第14号）
- (5) 借受人が死亡したとき 借受人死亡届（様式第15号）
- (6) 連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更申請書（様式第16号）

## 21 書類の経由について（実施要綱第18関係）

この要領により会長に提出する書類は、養成施設等に在学する期間にあっては、その長を経由しなければならない。（実施要綱第14号の1（2）に該当する場合を除く。）

## 22 事業の実施方法について（実施要綱第18関係）

- (1) 愛媛県社会福祉協議会は、毎年度、実施要綱第1の1から6までの事業ごとの貸付見込人数、貸付見込額及び返還見込額等を盛り込んだ貸付事業計画書（様式第17号）を策定し、当該計画書の内容について、愛媛県の承認を受けるものとする。  
また、当該貸付事業計画の内容を変更する場合には、貸付事業変更計画書（様式第18号）を策定し、当該変更計画書について、愛媛県の承認を受けるものとする。
- (2) 実施要綱第13により、愛媛県社会福祉協議会が定める貸付事業による貸付額の返還に係る期間、金額及び方式について、愛媛県の承認を受けるものとする。
- (3) 実施要綱第15の3により、愛媛県社会福祉協議会が返還債務の全部又は一部を免除しようとする場合は、その内容について、愛媛県の承認を受けるものとする。
- (4) その他貸付事業の適切かつ効果的な実施に当たって必要な指導・助言・事業実施状況の確認を愛媛県より受けるものとする。

## 23 会計経理について（実施要綱第17関係）

- (1) 実施要綱第17の1の特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書（様式第19号）を策定し、知事に報告するものとする。
- (2) 貸付事務費（新規貸付事業が創設された際ににおける、貸付事務の実施のための電算システムの構築を含めた体制整備のための初期投資等を含む。）は毎年度2,120万円までの範囲で使用できることとし、当該都道府県が適当と認める団体が、基金実施要綱の別紙1又は別紙2における事業の実施主体と同一である場合、貸付事務費を合算して使用することとする。
- (3) 本事業の進捗管理を図るため、四半期ごとの事業運営実績について、愛媛県知事が定める様式により報告するものとする。

## 24 その他

愛媛県社会福祉協議会は、この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行って差し支えないものとする。

### 附則

この要領は、平成30年3月26日から施行し、平成30年2月1日から適用する。

### 附則

この要領は、平成31年3月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### 附則

この要領は、令和元年6月28日から施行し、令和元年6月28日から適用する。

附則

この要領は、令和2年3月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年6月5日から施行し、令和2年6月5日から適用する。

附則

この要領は、令和2年6月22日から施行し、令和2年6月15日から適用する。

附則

この要領は、令和3年5月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年6月15日から施行する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。